

地方公共団体情報システム機構における 個人番号カード関係事務に係る年度計画(令和7年度)

地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)における個人番号カード関係事務に係る中期計画(第1期)に基づき、令和7年度の個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する計画を次のように定める。

I. 業務目標と取組方針(業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

1. マイナンバーカードの発行・運営体制の強化に関する事項

① マイナンバーカードの発行及びマイナンバーカード関連システムの運営等

政府において健康保険証や運転免許証との一体化、郵便局における交付申請等、マイナンバーカードの利便性・機能向上や円滑に取得できる環境整備に向けた施策が推進されることを踏まえ、申請動向に応じて、1月当たり最大約480万枚のカードを市区町村へ発送できるよう、必要な体制を確保する。

また、カード管理システム及び公的個人認証サービスシステム(以下「マイナンバーカード関連システム」という。)について、引き続き、システムの運用監視を通じた予防保守の強化及び訓練の継続的な実施によるレジリエンス(障害復旧力)の強化等により、障害発生時に住民サービスに支障が生じないよう早期の復旧を図るなど、安全かつ安定的な運営を実施するとともに、公的個人認証サービスにおいて2センター化した有効性確認機能を適切に運用すること等を通して、システム稼働率99.9%以上の確保を目指す。

迅速なマイナンバーカードの発行を行うため、申請受付から市区町村へのカードの発送については、原則として遅くとも14日以内に実施するとともに、特に速やかな交付が必要となる新生児、紛失等による再交付、海外からの転入者等については、特急発行により、原則一週間で住民に届ける。

住民向けコールセンター及び地方公共団体向けヘルプデスクについて、国の支援の下、原則として年間応答率95%以上の確保を目指す。また、AI技術等を活用し業務の効率化やサービスの向上を図る取組を引き続き進める。

② 次期のマイナンバーカード関連システムの構築等

ほぼ全国民がマイナンバーカードを利用することを前提に、セキュリティのより一層の強化及び災害時等におけるバックアップ体制の充実等による業務継続性の確保、更なる安定稼働を図る観点から、大規模災害時やシステム障害時でも業務が継続できるよう構築した、バックアップ機能や公的個人認証サー

ビスにおける2センター化した有効性確認機能を適切に運用する。

また、マイナンバーカード関連システムについて、政府において具体化される「デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン」を踏まえ、必要なシステム構築等の検討を行う。

③ マイナンバーカード及び電子証明書の円滑な更新

マイナンバーカード又は電子証明書の有効期限が到来する住民等に対する有効期限の通知について、内容が分かりやすい通知書及びパンフレットの送付をする等、引き続き、有効期限通知書の円滑な作成・発行に努める。

また、必要なデータの作成や発行状況等を管理するためのシステムについて、運用監視を通じた予防保守の強化や訓練の継続的な実施による障害発生時のレジリエンス（障害復旧力）の強化、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準に準拠した情報セキュリティ対策等を行うことにより、安全かつ安定的な運営を実施する。

加えて、電子証明書の発行・更新等を扱う郵便局の増加に応じて、システム導入時の支援を行うなど、必要な対応を行う。

あわせて、令和7年度以降に見込まれる電子証明書の有効期限到来件数の増加を踏まえ、システムの処理能力の確保等のために必要なシステム構築等を行う。

2. マイナンバーカードの利便性の向上に関する事項

① コンビニエンスストアにおける電子証明書の暗証番号初期化・再設定

コンビニエンスストアにおける署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の暗証番号初期化・再設定について、コンビニエンスストア事業者等と連携し、業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、サービスを提供する事業者の更なる拡大を図る。

② 公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本4情報等の提供

公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本4情報等の提供について、署名検証者からの届出等の処理、署名検証者への技術的支援、基本4情報等の提供等を適切に行うことにより、業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、システム改修・体制整備等の検討を行う。

また、住民が基本4情報等の提供可否を変更する際に、マイナンバーカード・スマートフォンのいずれの電子証明書でも行うことができるよう改修を進める。

③ 移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載

移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載について、Android 端末に加え、デジタル重点計画に基づき、関係省庁等と調整の上、iOS 端末への搭載を開始する。

また、マイナンバーカードが保有している基本4情報等（氏名、生年月日、住所、性別、マイナンバー、顔写真）のスマートフォンへの搭載を開始する。

加えて、移動端末設備用電子証明書の発行や、コールセンターにおける利用者からの問合せ対応等を適切に行い、業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、システム改修・体制整備等の検討を行う。

④ 国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用

国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用について、市区町村と連携し、業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、システム改修・体制整備等の検討を行う。

また、今後の在外公館における端末を用いたマイナンバーカード関連業務の実施に当たり、関係省庁の検討結果を踏まえ、必要なシステム設計等を実施する。

⑤ 運転免許証とマイナンバーカードの一体化

運転免許証とマイナンバーカードの一体化（マイナ免許証）に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、システム改修・体制整備等の検討を行う。

また、マイナ免許証の更新業務の実施に向けて、必要なテストの実施や市区町村への周知等を行う。

⑥ 在留カードとマイナンバーカードの一体化

出入国管理及び難民認定法等一部改正法の公布（令和6年6月）後2年以内に在留カードとマイナンバーカードの一体化を開始するため、関係省庁と調整の上、必要なシステム設計・開発等を実施する。

⑦ 住民の利便性の向上につながるアプリケーションの開発等

関係機関と連携しつつ、マイナンバーカードを利用する住民の利便性の向上につながる地方公共団体の業務に関するアプリケーションについて、国の支援の下で検討を行う。

⑧ 次期マイナンバーカード仕様の設計の検討

次期マイナンバーカードについて、関係省庁と連携しつつ、国における次期マイナンバーカードに関する検討を踏まえ、次期マイナンバーカード仕様書に基づき関連システムの整備・構築に向けた要件定義及び設計等を行う。

II. マイナンバーカード関係事務の運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 効率的・効果的な組織体制の構築

マイナンバーカード・電子証明書の役割の拡大、利便性の向上等に伴う業務の複雑化・高度化に対応できる組織体制を構築するため、運用管理本部によるマイナンバーカードと公的個人認証サービスの運用部門の一体的な運営等、機構の各部門の連携を強化するとともに、オンライン会議の積極的な活用とペーパーレス化の促進等、業務の合理化・効率化を図り、機動的な人員の配置を行う。

また、マイナンバーカード関連システムの安全かつ安定的な運営を行うため、過去の障害等の教訓を踏まえ、業務量の予測を行いシステムの性能向上策を計画的に実行するほか、システム監視結果の分析と性能不足の予兆の把握を通じた予防保守や継続的な運用改善が図られる組織体制を構築する。

さらに、災害の発生や感染症の感染拡大等の非常事態においても継続的・安定的に業務が遂行されるよう、具体的な障害の発生を想定した緊急時対応訓練を年2回、障害ごとの対応手順を確認するための訓練を毎月実施するなど、レジリエンス（障害復旧力）の強化を図る等、危機管理に強い組織体制を構築する。

2. システム関連経費・調達効率化・合理化

マイナンバーカード関連システムの整備・運用にあたっては、予算要求の段階から、マイナンバーカード関連システムに係る予算が計上されるデジタル庁の知見を得つつ、クラウド化や保守対応の集約など経費の削減に資する方策を検討し、経費の効率化・合理化を図る。

マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達の透明化及びコストの削減を図るため、役職員で構成する調達改善検討委員会を随時開催するとともに、外部有識者で構成する契約監視委員会を定期的に開催し、引き続き調達の点検及び必要な見直しを行う。

また、マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達に係る契約の透明化を確保する観点から、国や独立行政法人等における取組を参考に定めた「地方公共団体情報システム機構における契約に係る情報の公表に関する指針」（令和3年3月1日策定）に基づき、契約実績を機構ホームページにおいて毎月公表する。

3. 働き方改革の推進による業務運営の効率化

マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、業務継続性の確保や適正な人事管理に配慮しつつ、国や独立行政法人、民間企業等における取組を参考に、テレワークの計画的な実施やオンライン会議、チャットツール等の積極的な活用、ペーパーレス化の促進など、更なる職員の働き方改革や業務の電子化を推進するための基盤の整備を行い、業務運営の効率化を図る。

III. その他マイナンバーカード関係事務の運営に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 人材の育成・確保

マイナンバーカード関係事務に係る業務に取り組む職員の採用・育成の強化を図るため、必要な人材の採用・確保により、体制を増強するほか、職員がキャリアパスに即し、必要なスキル、経験等を獲得できるよう、国や地方公共団体など外部機関への職員派遣、NICT 主催の研修への参加を含む職員研修の計画的実施、資格取得奨励制度による資格取得の促進等、必要な取組を進めるとともに、業務運営の透明性・公平性の確保が図られるよう留意しつつ、高い専門性を有する外部人材・機関の積極的な活用に取り組む。

また、デジタル庁や総務省等の関係省庁の協力を得つつ、豊富な業務経験を有する地方公共団体における勤務経験者など、多様なスキルや経験を有し、即戦力としてマイナンバーカード関係事務での活躍が期待できる中途採用を通年で実施することや人材派遣会社の活用等に取り組む。

さらに、若手職員の積極的な登用等による処遇改善についても検討を進める。

2. 適正な事務処理の確保

マイナンバーカード関係事務に係る業務の適正かつ確実な実施を確保するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 38 条の 2 第 1 項の規定により定める機構処理事務管理規程及び公的個人認証法第 39 条第 1 項の規定により定める認証事務管理規程に基づき、機構処理事務及び認証事務の管理体制を構築し、機構処理事務特定個人情報等及び認証業務情報の安全管理措置等を適切に講じるとともに、機構処理事務特定個人情報等保護委員会及び認証業務情報保護委員会にその措置内容等について報告する。

3. 個人情報保護

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び地方公共団体情報システム機構個人情報保護規程（令和 3 年 3 月 31 日地情機規程第 8 号）並び

に番号利用法に基づき、マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する個人情報を通正に管理するため、令和7年度リスク管理活動計画に基づき、リスク管理委員会を開催しつつ、PDCAサイクルによる個人情報の管理態勢（個人情報保護マネジメントシステム）の着実な運用と改善を図る。

また、引き続きプライバシーマーク付与事業者として、JIS Q15001 に適合した個人情報保護の水準を維持する。

4. 情報セキュリティ対策

政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群の改定等を踏まえ地方公共団体情報システム機構情報セキュリティ管理規程（平成31年3月29日地情機規程第5号）第12条の規定に基づく地方公共団体情報システム機構情報セキュリティ対策基準等に基づき、ISMAPへの適合性を確認するなど、クラウドサービスの利用に際して適切な対応を行う。

また、マイナンバーカード関連システムの情報セキュリティの確保を図るため、令和7年度情報セキュリティ管理活動計画に基づき情報セキュリティ委員会を開催しつつ、PDCAサイクルによる情報セキュリティの管理態勢（情報セキュリティマネジメントシステム）の着実な運用と改善を図る。

さらに、情報セキュリティについて、外部監査を受けるとともに、内閣サイバーセキュリティセンターによる監査等に対応する。

5. 情報公開・情報発信の充実・強化

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の趣旨を踏まえて定めた地方公共団体情報システム機構の保有する情報の公開に関する規程（平成29年11月14日地情機規程第22号）に基づき、マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する情報の公開について適切な対応を執る。

また、機構ホームページ等を活用し、国民及び地方公共団体に対し、機構が実施するマイナンバーカード関係事務に係る業務の内容及び成果について、分かりやすい情報発信を実施するほか、マイナンバーカードの利便性の向上に向けた取組についても情報提供を実施する。